

## 西宮市幼稚班就園奨励助成金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼稚班に在籍する園児の保育料等について、保護者が支払うべき費用の一部を予算の範囲内において助成することによって、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、就園奨励助成金の交付について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるほか学校教育法（昭和22年法律第26号）において使用する例による。

(1) 幼稚班 朝鮮初中級学校幼稚班

(2) 園児 幼稚班に在籍する小学校教育の始期に達するまでの幼児のうち、西宮市内に住所を有する者

(3) 保護者 保護者として幼稚班に保育料納付の義務を負い、かつ西宮市内に住所を有する者

(対象及び就園奨励助成金の額)

第3条 助成対象は当該年度利用分として保護者が負担する入園料及び保育料とし、園児一人につき月額25,700円を上限として支給する。

2 就園奨励助成金が保護者の負担額を超える場合は、当該負担額を限度として支給する。

(就園奨励助成金の申請)

第4条 幼稚班の設置者は、保護者から提出された就園奨励助成金申請書に就園奨励助成金申請者名簿兼在園証明書を添えて、西宮市が指定する日までに、西宮市へ提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、西宮市はその内容を審査し、就園奨励助成金の交付が適当と認められる場合は、保護者に代わり幼稚班の設置者に対して交付を行うこととし、当該交付をもって、保護者に対して就園奨励助成金の交付があったものとみなす。

(就園奨励助成金の交付決定)

第5条 前条に規定する申請に基づき、西宮市が、就園奨励助成金の交付を適当と認めたときは、交付決定通知書により幼稚班の設置者に通知するものとする。

2 前項の規定による幼稚班の設置者への通知をもって、保護者に対する通知があったものとみなす。

(就園奨励助成金の交付)

第6条 就園奨励助成金の交付は、原則として学期を単位として行うものとする。

(決定の取消)

第7条 西宮市は、保護者または幼稚班の設置者が虚偽その他不正の手段により、就園奨励助成金の交付を受けようとしたときは、交付決定を取り消すことができる。

2 前項の規定は、就園奨励助成金の交付を受けた後においても適用があるものとする。

(就園奨励助成金の返還)

第8条 西宮市は、就園奨励助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る就園奨励助成金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるも

のとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、就園奨励助成金の給付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、交付の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。